

第1回広島市国民保護協議会市長あいさつ

第1回広島市国民保護協議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、委員の皆様にはお忙しい中、本協議会委員の就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから本市行政の推進に御協力をいただき、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、平成16年（2004年）6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が制定されました。地方公共団体は、外国からの武力攻撃の事態等が発生した場合、国と協力して、住民の生命、身体及び財産を守る必要があります。

本市も、万一の場合には、国の方針に基づき、県との役割分担のもと、住民の避難や救援、武力攻撃に伴う被害の最小化など、様々な措置を実施することになります。国民保護を実施するための体制づくりとして、本市では、「広島市国民保護協議会条例」、「広島市国民保護対策本部及び広島市緊急対処事態対策本部条例」を今年3月に制定しました。

今後、本市の取るべき措置等をあらかじめ定める「国民保護計画」を今年度末を目途に策定する予定であり、本協議会において御審議をいただくことにしています。

それに関連して二つほど申し上げておきたいと思います。

一つは、国民の保護といった場合に国民の何を保護するのかと言えば、例えば、生命、身体及び財産ということですが、より広くは、生命、身体、それから財産も含め国民の人権を守るという視点が非常に重要であると考えております。

それからもう一つですが、国は、昨年の3月に「国民の保護に関する基本指針」を策定し、その中で武力攻撃の手段の一つとして、核兵器による攻撃を想定していますが、核兵器攻撃がもたらす具体的な被害想定やこれに基づく対応策は示されていません。このため、昨年度から国に対して、被害想定を実施し、被害の規模や具体的な対応策を明らかにするよう要望してきましたが、現在のところ回答が得られていません。

本市は、人類史上最初の原子爆弾投下により甚大な被害を受けた都市です。被爆都市の責務として、国民保護計画の策定に当たり、被爆体験や科学的知見に基づき、核兵器攻撃がもたらす被害の想定を行い、その結果を踏まえた計画づくりを進めていく必要があると考えています。このため、本協議会に専門部会を設け、被害想定 of 具体的な検討を行っていただきたいと考えています。

委員の皆様には、知識や経験などに基づく御意見・御提案をいただき、計画策定をはじめとする本市の国民保護施策の推進に御協力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。